

第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健
計画キャラクター
ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日（金）から6月27日（火）まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

<認めあい>

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

<つながり>

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

<ともに>

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人も、
ひとりで抱え込まない地域

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

- (1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実
 - ・身近な地域で気にかかけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
 - ・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
 - ・安心して地域生活を送るための支えあいの充実
- (2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携
 - ・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
 - ・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
 - ・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
 - ・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築
- (3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進
 - ・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
 - ・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
 - ・複合的課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
 - ・社会的孤立状態の予防、解消
 - ・支援者の孤立予防
 - ・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動を推進するための
基盤づくり

- (1) 地域における関係組織・団体の体制の強化
 - ・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
 - ・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
 - ・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実
- (2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援
 - ・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
 - ・地域と学校の連携・協働の推進
 - ・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援
- (3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり
 - ・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
 - ・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い
市民参加の
促進

- (1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり
 - ・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
 - ・日常のつながりの中での相互理解の推進
- (2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充
 - ・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
 - ・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
 - ・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
 - ・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
 - ・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出
- (3) つながりを通じた健康づくりの推進
 - ・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
 - ・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
 - ・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

推進のための取組

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市域を対象とした計画 ・ 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



きりとり線

郵便はがき

231-8790

005

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
9130

差出有効期間
令和5年7月
31日まで
(郵便切手不要)

<受取人>
横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局
福祉保健課 計画担当 行



氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代 1 20歳未満 2 20~39歳
 3 40~64歳 4 65~74歳
 5 75歳以上

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードから
アクセスしてください。



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>

②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。 (切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

- ・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
- ・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知・調査員の推薦等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

1 調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

本年の調査は、近年において多様化している国民の居住状況や高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅ストックのみならず、高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅性能、土地の利用状況を明らかにするとともに、空き家を含めた住生活の実態を明らかにすることとしています。

(2) 調査期日

令和 5 年10月 1 日

(3) 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 6 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査区から17住戸を抽出して調査します。

【参考】

横浜市 5,326調査区、約90,500住戸、調査員数：約1,800人

青葉区 357調査区、約6,070住戸、調査員数：約120人

※約20分の1の世帯が調査対象。（横浜市：約179万世帯、青葉区：約13万5千世帯のうち）

(4) 調査項目

- ア 住宅の構造に関する事項（居住室及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方等）
- イ 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期等）
- ウ 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項
- エ 増改築及び改修工事に関する事項
- オ 住居地以外の住宅及び土地に関する事項
- カ 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐食破損の有無等） 等

※カについては調査員が目視等で調査します。

(5) 調査の方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は①インターネットを利用したオンライン回答、②区役所への郵送による提出、③調査員による世帯への回収（封入任意）のいずれかの方法となります。

(6) 調査スケジュール

- ア 調査員説明会の開催（8月下旬～9月上旬）
- イ 調査単位区内の巡回、「調査のお知らせ」の配布（説明会后～9月中旬）
- ウ 調査書類の一次提出と調査対象世帯の抽出（9月中旬）
- エ 調査対象世帯への調査書類の配布（9月23日～30日）
- オ 調査期日（10月1日）
- カ 調査票の収集（調査員提出を希望した世帯のみ）（10月1日～9日）
- キ 未回答世帯の特定、督促（10月10日～17日）
- ク 調査員から関係書類を受領（10月中旬～下旬）

2 調査員の推薦について

一部の調査区において、調査員の推薦を依頼させていただきます。適任の方を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

(1) 調査員の推薦依頼対象地域

別添参照

(2) 調査員の役割等

調査員には1～3調査区（約17～50住戸）を受け持ち、担当調査区域内の世帯を対象に調査票の配布や回収などを担当していただきます。調査員任命期間は概ね8月下旬から10月下旬頃までで、報酬は担当調査区数に応じて約2～7万円程度になります。

(3) 配慮事項

調査員の推薦にあたり、次の要件について特に御配慮いただきますようお願いいたします。

- ア 原則として20歳以上の方
- イ 責任を持って調査の事務ができる方
- ウ 調査で知った秘密を守ってもらえる方
- エ 税務、警察、選挙運動に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

(4) 参考

地域の実情に明るい自治会・町内会の皆様方に調査員の御推薦をお願いしたいと考えております。なお、調査員については、自治会・町内会からの御推薦に加え、青葉区における登録調査員も任命する予定です。

令和5年住宅・土地統計調査 調査員推薦依頼人数一覧

No.	自治会名	依頼人数	調査区数
中里連合		1	3
3	大場町一心会	1	3
中里北部連合		1	2
8	たちばな台町内会	1	2
市ヶ尾連合		3	7
17	上市ヶ尾町内会	2	4
18	中市ヶ尾自治会	1	3
上谷本連合		4	11
21	みたけ台町内会	2	5
22	柿の木台町内会	1	3
23	もえぎ野町内会	1	3
谷本連合		6	17
25	藤が丘二丁目A自治会	2	5
27	千草台自治会	2	6
28	梅が丘自治会	2	6
恩田連合		5	12
30	あかね台二丁目自治会	1	2
31	堀之内自治会	1	3
32	井戸久保自治会	1	3
39	榎が丘西第一自治会	1	2
47	松風台第四自治会	1	2
青葉台連合		11	27
52	若草台自治会	1	2
58	青葉台一丁目自治会	1	2
63	青葉台二丁目自治会	3	8
64	しらとり台自治会	3	8
65	つつじが丘自治会	2	4
69	榎が丘東自治会	1	3

No.	自治会名	依頼人数	調査区数
奈良町連合		1	2
80	奈良四丁目自治会	1	2
奈良北団地連合		0	0
山内連合		14	34
97	荻子田自治会	2	6
99	新石川中村自治会	2	4
100	新石川下谷自治会	2	6
101	美しが丘四丁目南自治会	1	2
102	美しが丘四丁目北自治会	1	2
104	美しが丘五丁目牛込自治会	1	2
106	あざみ野自治会	3	8
108	あざみ野団地自治会	2	4
荻田連合		2	5
112	小黒自治会	1	3
116	荻田北二丁目自治会	1	2
荻田西連合		0	0
新荻田連合		0	0
すすき野連合		2	5
131	すすき野自治会	1	2
136	もみの木台自治会	1	3
美しが丘連合		1	2
144	美しが丘東自治会	1	2

青葉区全体の依頼人数

総計	51	127
----	----	-----

※ 依頼予定人数は若干変動する可能性があります。

青葉区自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム訓練及び説明資料について（通知）

平素から市政・区政の推進並びに地域防災活動に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」の運用を開始しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員長等の皆様に情報伝達を行うものです。

令和5年度につきましても、青葉区版防災情報伝達システムの訓練を次の通り実施します。昨年度と同様に訓練日が近づきましたら、電話システム登録者に対して、電話で訓練実施のご案内をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、今年度に会長が変わられた自治会・町内会向けに、情報伝達システム説明資料を添付していますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

1 情報伝達システム訓練について

(1) 日 時

- ア 令和5年7月11日（火） 11：25～11：40（予定）
- イ 令和5年9月1日（金） 11：25～11：40（予定）
- ウ 令和6年1月17日（水） 11：25～11：40（予定）
- エ 令和6年3月12日（火） 11：25～11：40（予定）

※ 各訓練日の前日にも、電話システムにて訓練のお知らせをする予定です。

(2) 訓練内容

- ア 専用防災ラジオの自動起動及び放送受信訓練（専用防災ラジオ管理者のみ）
- イ 電話システム運用訓練（電話システム登録者）

(3) 訓練当日に対応いただくこと

- ア 専用防災ラジオを管理されている方
 - (ア) 訓練に際して、専用防災ラジオを電源につないでおいてください。
 - (イ) 専用防災ラジオは、自動起動した際、大きな音声がラジオから発信されます。また、訓練終了後は自動でラジオの電源が切れます。
 - (ウ) 専用防災ラジオの放送受信が出来ましたら、その旨を電話システムで御回答してください。（訓練実施時間に専用防災ラジオの近くにいることができない方は、その旨を電話システムで御回答ください。）

裏面あり

イ 専用防災ラジオを管理されていない方（電話システムのみ登録されている方）
専用防災ラジオを管理されていない旨、電話システムで御回答してください。

2 情報伝達システム説明資料について

- (1) 青葉区版情報伝達システムについて（資料1）
- (2) 令和5年度の情報伝達システム訓練の留意点（資料2）
- (3) 専用防災ラジオの取扱方法（資料3）

3 ホームページでの周知について

下記 URL にて本訓練の日程について、記載しています。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp//aoba/kurashi/bosai_bohan/saigai/systemtraining.html



4 その他

ご不明な点がございましたら、下記担当者まで、お問い合わせください。

【メールアドレス】

ao-bosai@city.yokohama.jp

担当：青葉区役所総務課危機管理担当

（〒225-0024 市が尾町 31-4）

長、柄、黒岩

TEL：045-978-2213

FAX：045-978-2410

E-mail：ao-bosai@city.yokohama.jp

青葉区版防災情報伝達システムについて

【資料1】

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることも可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



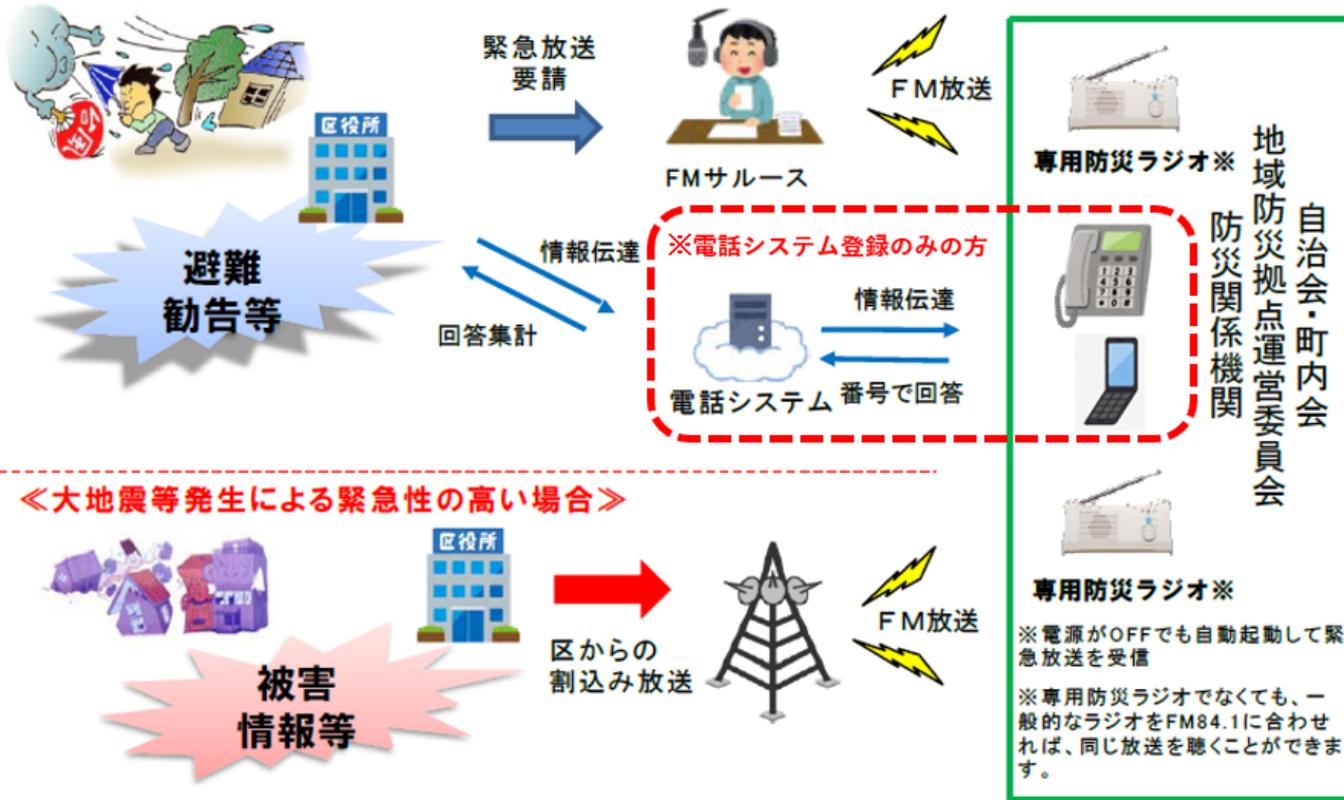
【例】周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》



令和5年度 青葉区版防災情報伝達システム 訓練の留意点

1 訓練内容

(1) ラジオ

自動起動及び放送受信の確認

(2) 電話（自動音声による通知）

ラジオの受信状況を、登録された電話機のプッシュボタンで回答

電話番号(自動音声)

【050-3188-8400】

電話による情報伝達時は、
左記の番号から電話がかかります。

2 日時

- (1) 令和5年7月11日（火）
11:25～11:40（予定）
- (2) 令和5年9月1日（金）
11:25～11:40（予定）
- (3) 令和6年1月17日（水）
11:25～11:40（予定）
- (4) 令和6年3月12日（火）
11:25～11:40（予定）

※各訓練日の前日に、電話システムにて訓練のお知らせをする予定です。

3 留意点

(1) 専用防災ラジオを管理されている方

ア 訓練の際は、ラジオのACアダプターをコンセントにつないでください。（電源はオフにしてください。）

イ 訓練実施時間に外出をしている等、ラジオの近くにいることができない場合は、その旨を電話システムでご回答できます。

ウ 専用防災ラジオは、電源をオフの状態でも、自動起動し、大きな音声がラジオから発信されます。

(2) 専用防災ラジオを管理されていない方

ア 専用防災ラジオを管理されていない旨を電話システムでご回答できます。

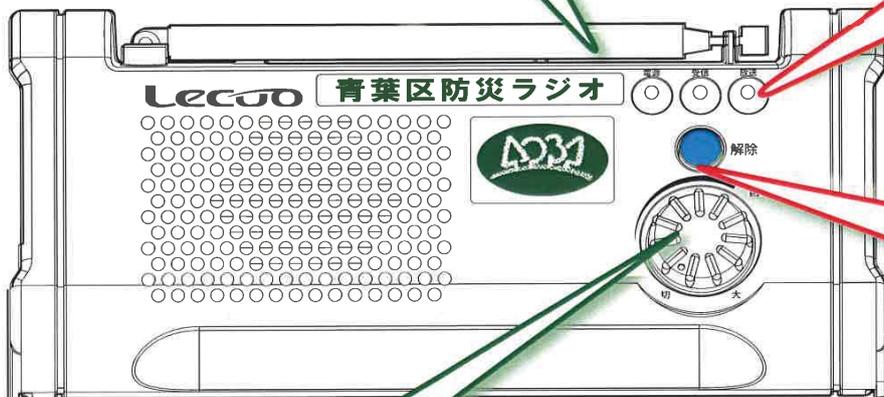
保存用

ラジオ放送を聞く

このラジオは、青葉区の緊急放送を受信するためのラジオです。スイッチを切った状態でも緊急事態を知らせる放送が流れる時には、自動起動します。

② アンテナを引き伸ばす

アンテナを動かして、雑音が少なくなるように調整します。
※窓際に置くと電波の入りが良くなります。



放送表示ランプ

緊急放送信号を受信すると放送表示ランプが青色点滅(●)します。

解除ボタン（青ボタン）

緊急放送が大音量で流れている時に、この解除ボタンを押すと、大音量が解除されます。

① スイッチ／音量ツマミ

時計方向にカチッと音がするまで回すとスイッチが入ります。
時計方向に回すと音量が大きくなります。

使用方法に関するお問い合わせ

横浜市青葉区役所総務部総務課
045-978-2213
(平日：午前 8 時 45 分～午後 5 時)

◆ 配布元 ◆

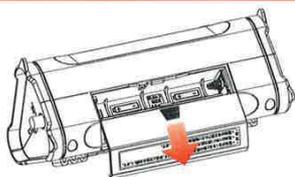
横浜市青葉区役所総務部総務課
横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

◆ 製造元 ◆

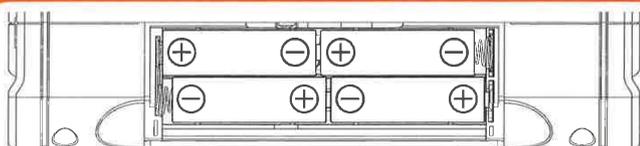
株式会社CSR
神奈川県相模原市南区相模大野5丁目33番4号

保存用

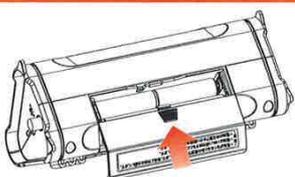
ラジオを聞くための準備



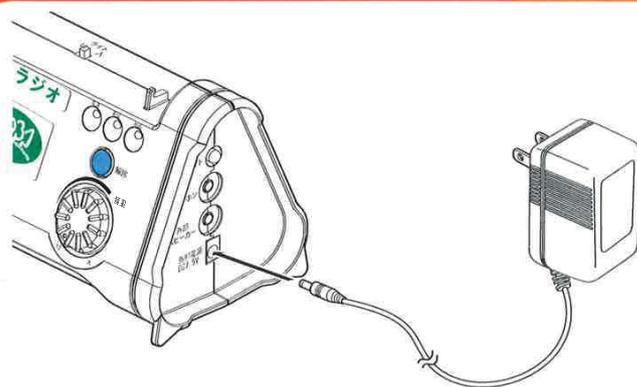
① 電池入れのふたを開けます



② 付属の単3形アルカリ乾電池を4本入れます



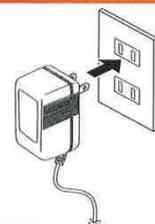
③ 電池を入れたら、ふたを閉めます



④ ACアダプターのプラグを外部電源端子に挿し込みます

⑤ ACアダプターをコンセントに挿します

これでラジオを聞く準備ができました



※普段は家庭用電源でラジオを聞くことができますが、非常時の停電に備えて乾電池を入れておきましょう

青葉区防災ラジオのランプ状態説明資料

青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル

FM84.1MHz FMサルーは、コミュニティ-FM局に認可される最大の送信出力20Wで放送しています。小さな出力のため、放送エリアである青葉区内でも、距離や地形、周辺の環境により、受信状態が悪い場合があります。

その際は、ラジオの置き場所を変えたり、FM専用アンテナを設置することで、受信状態が良くなる場合があります。ありますので、受信改善をご紹介します。

※改善の目安…ラジオの受信ランプ(赤)の点滅が消える

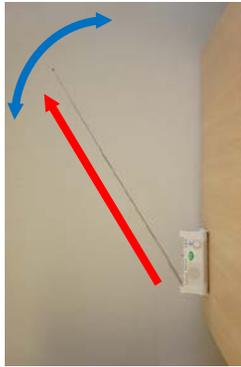
受信対策① ラジオの置き場所を変える。

ラジオを置く場所は、屋外や窓に近い位置のほうが良好に受信できます。電波塔は、た まプラーザ駅周辺に設置されています。ラジオを家の中で動かして、一番良く電波が入る 場所を探してください。



受信対策② ラジオの本体の向きやアンテナの方向を変える。

アンテナは、必ず全て伸ばしてください。その後、様々な方向にアンテナを動かしてみてください。また、ラジオの向きを変えることによって、受信状況が改善する場合があります。



受信対策③ 外部アンテナを活用する。

(1) T字アンテナ(ラジオ付属品)
T型FMアンテナは、アンテナ側をT字に張り、窓際の壁や、窓に水平に固定して張り付けます。アンテナ線を張る場所や方向、形などをいろいろと変えてみてください。受信状況が大幅に改善される場合もあります。

(2) テレビアンテナ線※ケーブルテレビイッツコム加入世帯

屋内では受信感度が十分得られない場合は、ケーブルテレビイッツコムの端子から分配機を介して、同軸ケーブルで防災ラジオに接続していただきますと良好に受信することができます。



電源ランプは、緑点灯が正常です。

赤→緑の交互点滅していると、電池切れのサインです。

受信ランプは、消灯が正常です。

赤点滅していると、電波の受信状態が悪いサインです。

※電源は常にACアダプターに接続してください。接続していない場合、電池は3日程度で切れてしまいます。

※受信ランプが赤点滅している場合は、裏面「青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル」を参考に、消灯する位置を探してください。

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 🔍

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットのの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案（案）」の説明会や縦覧（閲覧）及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年) 8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年) 12月～令和4年(2022年) 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方（案）」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年) 3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年) 10月～11月

- 都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
- 縦覧（閲覧）及び意見書の受付

令和5年(2023年) 6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年) 7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

令和5年(2023年) 9月6日 都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間 令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法 横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間 **第1次**
受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで
回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次
受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで
回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法
① 電子申請
 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。
 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。
 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参
 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。
[提出先] 〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階
 ※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)
 令和5年7月3日(月) 13時から16時

 旭区二俣川2丁目50-14
 コプレニ俣川 商業・業務棟6階
 最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)
 令和5年7月4日(火) 13時から16時

 瀬谷区二ツ橋町190
 最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)
 令和5年7月5日(水) 13時から16時

 金沢区泥亀2丁目9-1
 最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)
 令和5年7月6日(木) 13時から16時

 緑区寺山町118
 最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)
 令和5年7月7日(金) 13時から16時

 港南区港南中央通10-1
 最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)
 令和5年7月9日(日) 13時から16時

 青葉区あざみ野2丁目3-2
 最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)
 令和5年7月10日(月) 13時から16時

 都筑区茅ヶ崎中央32-1
 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)
 令和5年7月11日(火) 13時から16時

 栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
 最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)
 令和5年7月12日(水) 13時から16時

 保土ヶ谷区星川一丁目2-1
 最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])
 令和5年7月13日(木) 13時から16時

 戸塚区戸塚町16-17
 最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)
 令和5年7月14日(金) 13時から16時

 港北区大豆戸町26-1
 最寄駅▶東急東横線「大豆戸」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)
 令和5年7月15日(土) 13時から16時

 中区住吉町4丁目42-1
 最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)
 令和5年7月18日(火) 13時から16時

 磯子区磯子三丁目5-1
 最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)
 令和5年7月19日(水) 13時から16時

 泉区和泉中央南五丁目4-13
 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)
 令和5年7月20日(木) 13時から16時

 鶴見区鶴見中央一丁目31-2
 最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
 京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)
 令和5年7月21日(金) 13時から16時

 南区浦舟町2丁目33
 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
 市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧) 期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iMapper (横浜市行政地図情報提供システム)



iMapper 🔍

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

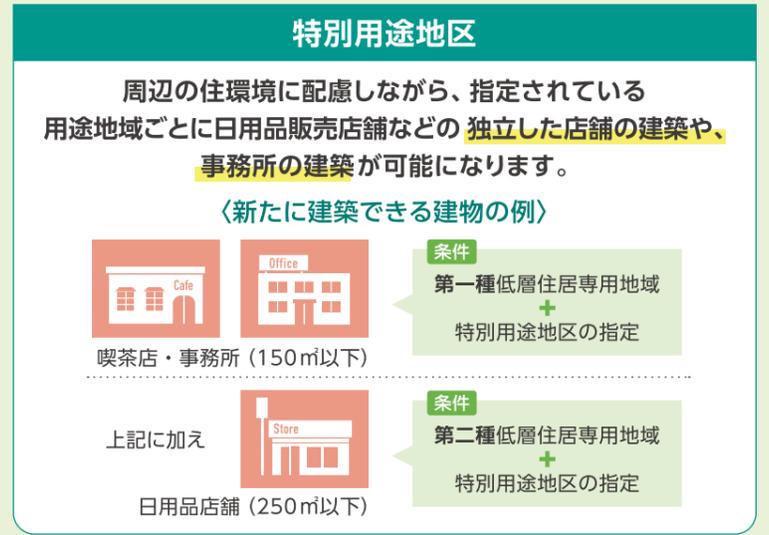
住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。



※2階以下に限ります。
 ※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
 ※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。



※2階以下に限ります。
 ※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区
 特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

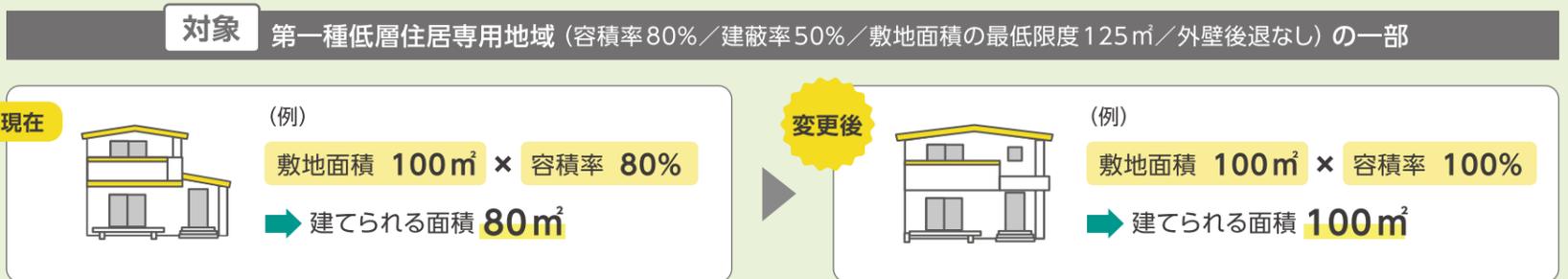
目指すべき土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和 (+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭かつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積 (各階の床面積の合計) の割合として、都市計画で指定されたもの。
 ※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し (+高度地区の変更、緑化地域の指定)

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し (平成30年3月告示) で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの (市街化区域と市街化調整区域の区分)。

見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域 (臨港地区を除く) にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします (住居系用途地域は10%)。

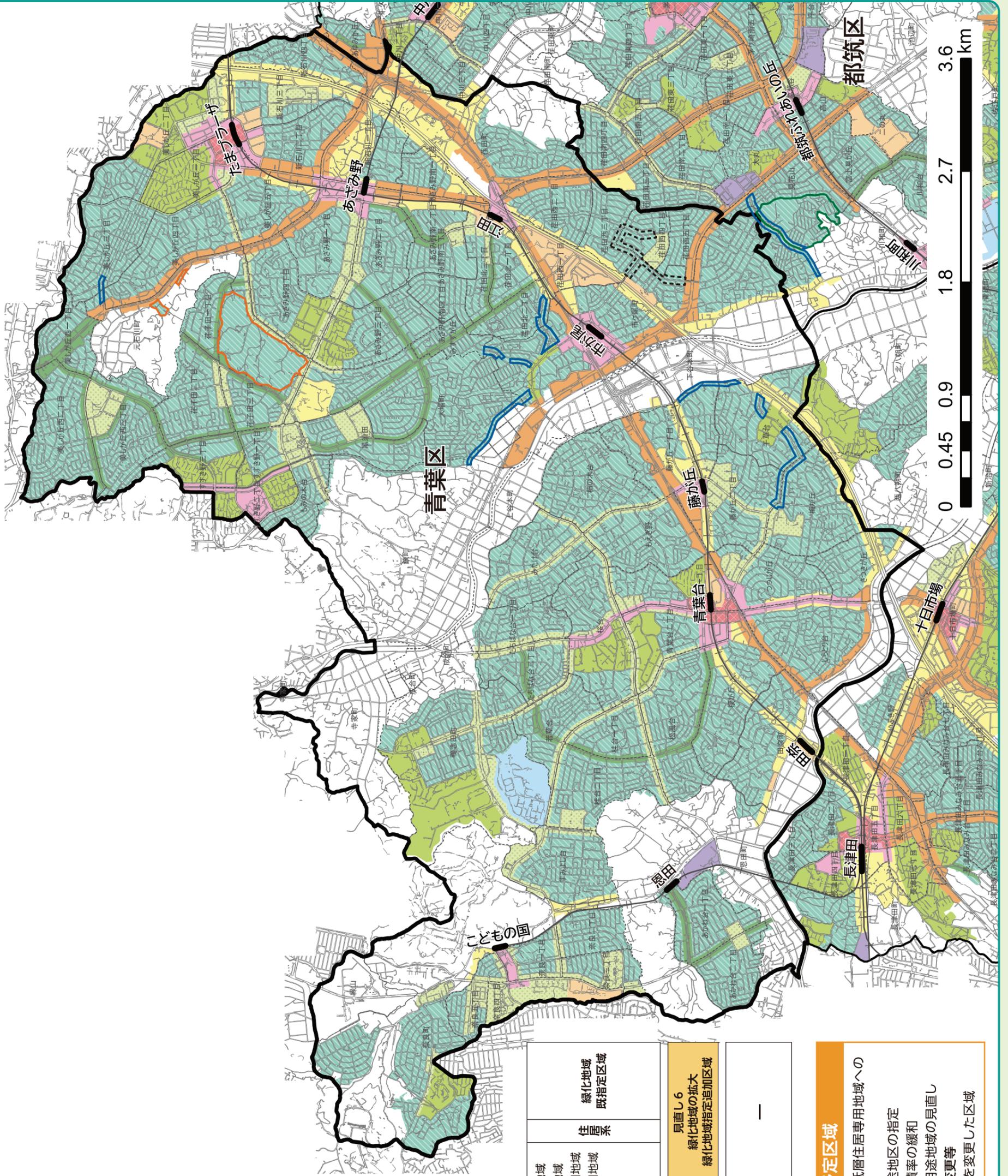
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

青葉区



現在の用途地域

第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	緑化地域 既指定区域	住居系	見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域	商業系	工業系
近隣商業地域 商業地域					—
準工業地域 工業地域 工業専用地域					

見直し予定区域

- 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し
- 見直し2 特別用途地区の指定
- 見直し3 指定容積率の緩和
- 見直し4 工業系用途地域の見直し
- 見直し5 軽易な変更等
- 市素案(案)から案を変更した区域



令和5年度 青葉区 運営方針

I 基本目標

「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」の実現

II 目標達成に向けた施策

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。

昨年度実施した区民意識調査では、8割の方が、区に愛着や誇りを感じているとお答えいただいています。また、将来の青葉区に求めるものとしては、快適な生活環境や福祉サービスの充実、若年層の流入や安心して子育てできることなどが挙げられました。

「横浜市中期計画 2022～2025」^{※1}では、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略としています。青葉区も、中期計画を踏まえながら、これからも「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」であるよう、10年20年先を見据え、以下の4つの柱に沿って青葉区での取組を進めていきます。

目標達成に向けた4つの柱

- 1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 さまざまな人や地域の活力を高め、つながるまちづくり
- 4 未来に向けて特色を生かすまちづくり



青葉区マスコットキャラクター
なしかちゃん

III 目標達成に向けた組織運営

地域連携力を高める

地域と「顔の見える関係」を築き、地域の実情や課題、思いを共有しながら、連携を深めていくことで、地域課題の解決に取り組めます。また、人のつながりや、地域の組織・団体の連携が深まるよう、コーディネート力を発揮して、地域の主体的な取組を支援します。

区民の皆様の信頼に応える

職員一人ひとりが丁寧・迅速・正確な対応を心がけるとともに、区民の皆様のお困りごとに耳を傾け、しっかりと寄り添ったうえで、スピード感をもって対応します。事務事業の点検・効率化を進めるとともにリスクマネジメントの推進により、適正な執行に努めます。

チーム力・職員力を高める

課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、どんな時でも互いに協力し支え合える組織づくりを進めます。また、職員が心身ともに健康でいきいきと働くことができるようワークスタイル改革を推進するとともに、OJTや研修など人材育成に努め、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力の底上げを図ります。

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁以降をご覧ください。

【参考】主な事業・取組

1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり

子育て支援事業、あおば健康スタイル、あおばかがやく生き生きプラン及び地域包括ケアシステム等の推進を通じて誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

子育て支援事業

< 中期計画 戦略1 政策1・2 >

産前産後のイメージを持って子育てができるようプレパパ・プレママクラスを拡充するとともに、子育て情報アプリ「Aonico」を活用し情報発信を行うなど、安心して子育てできる環境づくりを通じて、未来を担うことも育みます。

地域包括ケアシステムの推進

< 中期計画 戦略2 政策15・16 >

eスポーツを活用した高齢者向け事業展開について、テーマ型共創フロントの活用等、公民連携による実施の検討を進めます。また、令和4年度の学校法人桐蔭学園との健康調査の分析内容を参考に、認知症予防の普及啓発を行います。

コラム ～青葉区子育てDX～

◎子育て情報アプリ「Aonico」(登録者数約 2,000 人)

子育て世帯や妊娠中の方が地域とつながり、孤立することなく子育てできるよう、スマートフォンアプリによる情報発信を行っています。

地域の子育てイベントや子育て関連制度・手当等を紹介するとともに、区からのプッシュ通知により乳幼児健康診査等に関する情報をお知らせしています。

「Aonico」メニュー画面



◎official Instagram「おかわりなしかちゃんねる」(フォロワー数約 1,300 人)

保育園で子どもたちはどんな生活をしているの？ 保育園の先生はどうやって子どもと関わっているの？ など、あまり見ることのできない保育園の様子や保育士の一日の仕事などを紹介しています。

また、公立保育園で実施している育児講座や園庭開放などの情報もお知らせしています。



NASHIKACHANNEL

◎子育て応援系 YouTube チャンネル「なしかちゃんねる」(登録者数約 650 人)

子どもとお家で過ごす時間が楽しくなる企画を公立保育園の保育士が制作しています。

親子で楽しめる遊びや工作、お出かけスポットなど、保育士ならではの目線でお届けしています。子育てにまつわるお役立ち情報も、青葉区の魅力たっぷりで紹介しています。

※登録者数等は令和5年4月時点のもの

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

防災や防犯、感染症対策等に関する取組を通じて、さまざまなリスクに備え、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

青葉区防災の街づくり事業

＜中期計画 戦略2 政策17
戦略8 政策33～35＞

災害に備え、避難所用エアマットや非常用バッテリーを整備し、引き続き、自身の避難行動を考える「マイ・タイムライン作成講座」を開催します。また、地域防災拠点にペット同行避難受入時に必要となる主な資機材を貸し出し、災害時のペット対策を推進します。

【災害時のペット対策】



利用しやすい区役所づくり事業

＜中期計画 戦略9 政策38＞

区庁舎の環境改善を始め、会議室にディスプレイやプロジェクターを設置し、デジタル環境を整備するとともに、利用者の視点に立った整備・改善を実施し、利用しやすい環境を整えます。

3 さまざまな人や地域の活力を高め、つながるまちづくり

さまざまな分野で多彩な人材・団体・活動が参加できる取組を実施するとともに、区制30周年に向けた準備を区民の皆様と一緒に進めます。

区制30周年記念準備事業

＜中期計画 戦略2 政策9＞

令和6年の区制30周年を区民の皆様とともに祝い、青葉区の魅力を未来へつなぐ取組を進めます。30周年イヤーのスタートに合わせ、ロゴマークの作成等を通じ、機運醸成を図ります。

地域福祉保健推進事業

＜中期計画 戦略2 政策10＞

地域福祉保健計画を推進するほか、独居高齢者等の見守り活動を継続的に進めていくため、民生委員の負担軽減策として、地域見守りサポーターの仕組みを検討していきます。

【民生委員・児童委員の見守り活動】



自治会町内会支援事業

＜中期計画 戦略2 政策9＞

区内での取組事例を踏まえ、SNSの活用に関する研修を実施し、自治会町内会における情報共有手段の多様化をサポートします。

4 未来に向けて特色を生かすまちづくり

文化・芸術、食、自然、農業など、青葉区のさまざまな特色を生かした取組を実施するとともに、脱炭素化及びDXを推進し、将来にわたり魅力あるまちを目指します。

郊外部の移動における脱炭素化の促進

＜中期計画 戦略3 政策18、
戦略5 政策28＞

「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験(道路局事業)」を局と連携し推進するとともに、CO₂排出量の少ない移動手段の活用を幅広い世代に広報し、区民の皆様の行動変容につなげます。

【シェアサイクルポート(こどもの国駅)】



青葉区における都市農業の展開

＜中期計画 戦略7 政策32＞

青葉区の特徴である農業を生かして、地域の活性化や愛着につなげるため、農に関する技術革新や担い手創出に取り組む関係者とのネットワークを形成するとともに、地産地消の推進に取り組みます。

【寺家ふるさと村】

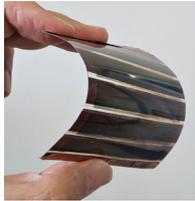


青葉6大学^{*2} 連携事業

＜中期計画 戦略4 政策23＞

令和4年度に青葉6大学学生が作成した「AOBA GUIDE BOOK『もっと青葉が好きになる!』」^{*3}を周知していくとともに、引き続き青葉6大学連携特別講座を実施します。

その他の青葉区に関連する主な事業

<p>保育所等における医療的ケア児受入推進 < 中期計画 戦略1 政策2 ></p>	<p>医療的ケアが必要な子どもの保育所等入所について、医療的ケア児サポート保育園を中心に利用調整を進めます。また看護師の安定雇用等受入体制を強化し、お子様一人ひとりに寄り添った対応を、公立・私立各園と連携し進めていきます。</p>
<p>地域支援のデジタル化事業 < 中期計画 戦略2 政策9 ></p>	<p>デジタル技術を活用した地域支援の新たな仕組みづくりとして、自治会町内会やNPO法人等の情報の見える化(市民協働マップ)に取り組み、地域活動への参加促進、団体同士の連携強化を図ります。当該事業は、青葉区と市民局の協働モデル事業として実施します。</p>
<p>横浜発の新技术(ペロブスカイト太陽電池※4)を活用した機運醸成 < 中期計画 戦略3 政策18 ></p>	<p>学校法人桐蔭学園との連携協定に基づき、イベント等での展示や体験等を通じた、ペロブスカイト太陽電池の周知や快適な脱炭素ライフスタイルを提案します。</p> <div style="text-align: right;">【ペロブスカイト太陽電池】</div> 
<p>バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備事業 < 中期計画 戦略5 政策28 ></p>	<p>利用者の多い青葉台駅と日本体育大学を結ぶ路線で連節バス導入に向けた走行環境の整備を進めます。また、連節バスの導入にあわせて周辺路線を再編し、運行の効率化を図ります。これらの取組により、バス路線の維持・充実につなげます。</p> <div style="text-align: right;">【連節バス】</div> 
<p>ハマッコトイレ(災害時下水直結式仮設トイレ)の整備 < 中期計画 戦略8 政策35 ></p>	<p>災害時におけるトイレ機能を確保するため、地域防災拠点に整備してきたハマッコトイレについて、令和5年度に区内6拠点の整備を行い、指定された全41拠点の整備完了を目指します。</p> <div style="text-align: right;">【ハマッコトイレ】</div> 
<p>榎が丘小・つつじが丘小建替え < 中期計画 戦略9 政策38 ></p>	<p>令和4年度に工事着手した榎が丘小学校の建替えについては、新しい校舎棟の令和6年度中の竣工に向けて工事を進めます。令和2年度に検討着手したつつじが丘小学校の建替えについては、実施設計を進めます。</p>

※1 「横浜市中期計画 2022～2025」は、次のページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.html>

※2 青葉6大学とは、区内にキャンパスを有する國學院大学、星槎大学、玉川大学、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜美術大学の6つの大学です。

※3 「AOBA GUIDE BOOK『もっと青葉が好きになる!』」は、次のページをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/renkei/ao62022.html

※4 ペロブスカイト太陽電池とは、桐蔭横浜大学の宮坂特任教授が発明した、薄くて、軽く、曲げられることが特徴の次世代太陽電池です。

活動のスタートを
応援します！



あおば スタート補助金

令和5年度事業募集

❀ 求める取組

自治会町内会と連携・協力して実施する、
青葉区内の地域課題の解決につながる取組

❀ 補助金額

初年度：30万円上限（補助対象経費の9/10上限）

2年度目：15万円上限（補助対象経費の1/2上限）

❀ 募集期間

令和5年11月30日（木）まで

（※予算上限に達し次第終了）



問い合わせ先 青葉区 地域振興課 地域力推進担当

電話：045-978-2286 FAX：045-978-2413

Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp

あおばスタート補助金



申請にあたっては、**必ず事前に青葉区地域力推進担当にご相談ください。**

あおばスタート補助金 令和5年度事業の募集要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none">❁ 下記のすべての要件を満たすもの○ 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体○ 民主的な意思決定の場がある団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none">❁ 下記のすべての要件を満たすもの○ 青葉区内の地域課題の解決につながる事業○ 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業○ これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業○ 課題とその解決手法が明確に提示されている事業○ 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業○ 補助金の交付決定があった年度中に実施する事業○ 補助金の交付決定があった年度を超えて継続的な取組を行おうとしている事業❁ 青葉みらいづくり大学校修了生が作成した活動計画に基づく事業も対象 <p>※ 次に該当する事業は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業○ 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業○ 他の補助金等の支援を受けている事業○ 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業
対象経費	<p>申請日以降から令和6年3月31日までに支出する事業に要する経費を対象とします。ただし、次に掲げるものは対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設などの維持管理に関する経費② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費③ 申請団体に所属する者への謝金 <p>※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。</p>
補助期間	連続する2か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。
補助金額	初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定 2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定
申請期間	令和5年11月30日（木）まで（予算上限に達し次第終了）
交付決定方法	申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。
審査項目	① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫
交付までの流れ	<p>例：6月に申請した場合の目安（太枠…申請者、細枠…区）</p> <pre>graph LR; A[相談・申請 (6月)] --> B[審査委員会 (8月上旬)]; B --> C[交付決定 (8月中旬)]; C --> D[請求書提出]; D --> E[交付];</pre>
申請方法	<p>青葉区ウェブサイトにて、「あおばスタート補助金交付要綱」を確認の上、掲載している申請書等に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接提出してください。</p> <p>【提出先】 青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口） 住所：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町3-1番地4 Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.jp</p>

